

令和3年 第8回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年8月5日(木) 16時00分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	西村 健功	2	泉 俊也	3	三好 哲秀
4	欠席	5	欠席	6	井上 仁
7	欠席	8	毛利 新吾	9	正 和幸
10	元山 紀保	11	坂野 清史	12	欠席
13	欠席	14	稲垣 憲定	15	菊池 信治
16	富田 駒利	17	宮本 賢治		

○出席職員

事務局長 宇都宮 久昭  
事務局次長 菊池 二郎  
事務局 菊池 誠晃、山口 沙織  
八幡浜市農林課 崎本 ゆかり、松島 亮太

○欠席委員

推進委員 4 番 菊池 正登委員  
推進委員 5 番 竹内 寿元委員  
推進委員 7 番 松上 正雄委員  
推進委員 1 2 番 真田 寿広委員  
推進委員 1 3 番 二宮 賢光委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 2 件

議案第 51 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転) 5 件

議案第 52 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(一括方式) 4 件

議案第 53 号 八幡浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について 1 件

報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について 3 件

追加議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 1 件

第 4 協議事項

- ・令和 3 年度市町村農業委員等の公務災害補償制度の加入について
- ・農業次世代人材投資事業関連協力依頼について
- ・第 9 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和 3 年第 8 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は 19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

なお、推進委員は 5 名の方が欠席との報告を受けております。なお 17 番「宮本委員」については遅れてこられるものと思います。

それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(大本会長挨拶)

議 長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「9 番、鎌田 長和委員」、「10 番、松良 公人委員」を指名します。

議 長 それでは付議案件に入ります。  
議案第 50 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 29 から 30 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 50 号、番号 29 から 30 について一括して説明します。

番号 29、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「240 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「1,869 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「労働力不足により、十分な耕作ができないため、譲受人に贈与したい」。譲受人は「農地を譲り受け、農業規模を拡大したい」であります。

続きまして、番号 30、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「3,561 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「9,966 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、後継者である息子に農地を贈与したい」。譲受人は「後継者として農地を譲り受け、農業経営に精進したい」であります。

「〇〇〇〇」の経営面積は「0 a」となっていますが、今回譲り受ける農地が約「118 a」あることから、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

2番 今、説明がありました譲渡人「〇〇〇〇」さん、譲受人「〇〇〇〇」さん、家も隣同士、畑も隣同士ということで、「〇〇〇〇」さんのお父さんが作れる間は作るというようなことで今までがんばっておられたんですけど、高齢のために約束通り無償移転するというので、「〇〇〇〇」さんの方に移すとのことでした。

30番の「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」ですけど、「〇〇〇〇」、お母さんですが、かなり高齢でございまして、「〇〇〇〇」さんの土地の移転を機に、自分ともそうしようということで、すべて息子の「〇〇〇〇」さんの方に移譲するとのことでした。来年ちょうど、「〇〇〇〇」さん、定年を迎えますので、これからがんばってやっていきますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第51号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号53、事務局の説明を求めます。

事務局            それでは議案第 51 号について説明させていただきますが、議案書の記載に一部誤りがありましたので、先に訂正をお願いします。

番号 53、所有権の移転を受ける者の住所につきまして、「〇〇〇〇」と記載があるんですが、正しくは「〇〇〇〇」になりますので、申し訳ございませんが、訂正をお願い致します。

それでは改めまして、番号 53 について説明致します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,178 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「276.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長            地元委員の説明を求めます。

1 番            売主と買主という形は、今までは地主さんと小作人という関係でありまして、何も問題はないので、よろしくお願い致します。

議 長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員            (意見、質問等なし)

議 長            ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員            (異議なく承認)

議 長            それでは承認することと致します。

議 長            続きまして、番号 54 から 55 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局            それでは番号 54 から 55 まで一括して説明します。

番号 54、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「703 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「158.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 55、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,713

m<sup>2</sup>」、外3筆、計「2,278 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「115.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 番号54、55の売主「〇〇〇〇」さん、高齢で〇〇〇〇が悪くて、〇〇〇〇をされているそうです。体調が悪いため、以前からすべての畑を他人に充てている状態です。番号54の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇。若手のがんばっている方で、以前からこの畑を小作していました。番号55の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さんとは親戚関係ということで、この方も以前から小作しておりまして、今回すべて売買したいということで話がまとまっております。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号56から57まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号56から57まで一括して説明します。  
番号56、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,089 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,398 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「233.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
番号57、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「419

m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「300.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 番号 56、57 について、一括して説明します。

番号 56、所有権を移転する者「〇〇〇〇」、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、〇〇〇〇。先月から「〇〇〇〇」さん、ちょっと病気で入院されていまして、農家ができないということで、同級生「〇〇〇〇」さんをお願いしたところ、同級生の頼みだから聞かないといけんとこのことで話がまとまりました。

次に番号 57、所有権を移転する者「〇〇〇〇」、〇〇〇〇。所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、家庭の事情がありまして、減らしたいということで、今回「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇、就農 3 年目で、両親と一生懸命やられております。まだまだ余力があると思いますので、この話がまとまったようです。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程致します。

番号 162、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 52 号について説明します。

番号 162、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「934 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「3,618 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「351.2 a」、期間「10 年 5 ヶ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 設定をされる「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇でかなり高齢で作ることもできないからということで、最終的には甥の方に譲るということを決めておられるようです。それで、設定を受ける者「〇〇〇〇」君ですけど、元々、〇〇〇〇地区に耕作されておられるんですけど、この樹園地につきましては、農耕のすぐ横ということで、便利もいいし、新しい品種を植えてがんばりたいというようなことでございます。よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 163、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 163、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,357 m<sup>2</sup>」、新規の貸貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「114.4 a」、期間「9 年 6 ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。



議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇を超えて高齢ですけど、息子さんが主になってみかん作りをやっている訳ですけど、その畑を充たる「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇。この方はIターンで〇〇〇〇から来られまして、2年間の研修を終えて今年就農された方です。「〇〇〇〇」さんの畑の隣の畑を「〇〇〇〇」君が作ることになって、「〇〇〇〇」さんのその隣の畑を貸してあげましょうということで、話が決まっております。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号164、事務局の説明を求めます。

事務局 番号164、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,472㎡」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「300.3a」、期間「4年9ヵ月」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、ちょっと病気で出来ないということで、共同モノレールで隣の園地の「〇〇〇〇」さんに作ってもらえないかということでお願いしたところ、作りますということで話がまとまったようです。よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 165、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 165、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「776 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

　　利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

　　利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「620.3 a」、期間「30 年 5 ヶ月」。

　　以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

17 番 　　利用権を設定する者「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、あっせん会議の際には息子さんが出席されておりました。利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。この土地はちょうど標高 90 メートルのみかん地帯なんですけど、ちょうど隣になっておりました、ずっと前から「〇〇〇〇」さんに作ってもらおうかと思っていたそうです。

　　「〇〇〇〇」さんの隣の畑 3 分の 1 くらいに園内道が通っておりまして、それと一緒にくっつくような形になると思います。「〇〇〇〇」さんの息子さんはあちこち園内道を付けられていて、ユンボを使って建設業の免許も持っています。何ら問題ないと思います。

　　よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 53 号「八幡浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」を上程致します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 53 号については、八幡浜市から農業委員会に対して意見を求められているものです。市の農林課から崎本補佐に出席していただいておりますので、内容について説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

農林課 農林課農業振興第 1 係の崎本と申します。よろしく申し上げます。  
それでは、「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更について説明させていただきます。

この基本的な構想につきましては、5 年に一度、定期的に見直しが行われるもので、今回は平成 28 年 10 月 31 日に改正しております。

愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針が令和 3 年 4 月 1 日付けで変更されたことに伴い、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項の規定により、八幡浜市におきましても農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を変更することとし、この変更の際しまして、農業委員会の意見を求める必要があり、今回、提案することとなりました。

まず、この構想につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づいて規定されているものであります。

その法律の概要につきましては、事前にお送りしました資料のとおりでございますが、簡単に説明させていただきます。

この農業経営基盤強化促進法につきましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構図を確立するため、(1)認定農業者制度、(2)利用権設定等促進事業などが設けられております。その中で、県あるいは市町村がその地域条件等に配慮して、本項に規定された各施策の具体的な基準や推進行動等を規定したものが、この基本構想となります。この法律

に基づき変更を行うこととなっております。

市の基本的構想の変更内容につきまして、事前にお送りしました資料のとおりでございますが、簡単に説明させていただきます。

まず、全体としましては、農地中間管理機構の5年後見直しにおいて、農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正により、これまで市町村段階で実施しておりました農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一本化されたことにより、関係する事項について削除変更しております。

つぎに、「人・農地プラン」に関する事項について追加変更しております。

昨年度、市内13地区において「人・農地プラン」を実質化することができました。これもひとえに農業委員さん並びに推進委員さんのお力添えのお蔭でございます。誠にありがとうございました。この「人・農地プラン」は実質化して終わりではなく、1年に1回以上見直しをすることとなっております、今後も各地区で検討会を開催しプランの見直しや中心となる経営体への新規加入者の承認などを行ってまいります。特に認定農業者、新規就農者や後継者の方で中心となる経営体として位置付けられていない経営体について位置付けられるよう推進していくよう追加しております。

次に、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（案）の37ページからの「農業地帯別 目標営農類型 基本的指標」について、目標営農型一覧表を変更しております。

柑橘の名称については、愛媛県の基本方針の標記の仕方にならってひらがなに変更しております。

また、全体の経営面積については変更しておりませんが、八幡浜市の現状を踏まえて、普通温州「減少」の南柑20号「増加」傾向に、伊予柑は減少傾向で変更しております。

説明は以上です。ご審議の方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　（意見、質問等なし）

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　（異議なく承認）

- 議 長            それでは承認することと致します。
- 議 長            続きまして、報告第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局            それでは報告第 7 号について説明します。  
番号 19、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「703 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。
- 議 長            報告事項でありますので、以上で終わります。
- 議 長            追加議案がありますので、議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。  
番号 10、事務局の説明を求めます。
- 事 務 局            議案第 54 号、番号 10 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「雑種地」、面積「151 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
転用目的「住宅用地」、転用理由、「現在借家住まいであるので、便利が良く、環境も良い申請地に住宅を新築したい」とのことです。  
参考資料の 1 ページと 2 ページの位置図をご覧ください。  
申請地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇を挟んで南側にある〇〇〇〇、〇〇〇〇に位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあります。  
このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により「都市計画法に規定する用途地域内農地」に該当するため、「第 3 種農地」となります。  
この第 3 種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に、特段、問題がなければ、許可できるものと考えます。

ただ、この土地につきましては、平成 13 年頃に既に住宅用地として造成されており、違反転用となっておりましたので、農地部会において審議しています。

参考資料の 3 ページから 6 ページに、地番地目図及び配置図等を掲載していますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 この場所は、〇〇〇〇でありまして、昔ずっと〇〇〇〇は田んぼであったというところでありまして、その場所を県が〇〇〇〇であります〇〇〇〇であり、代替地としてそこへ移転して頂こうという県の考えがありまして、その場所のところで会いました。〇〇〇〇戸繋がったなかの 1 戸だけがこの場所でありまして、なぜ 1 つだけ残っているのかなということで、聞かさせて頂きましたら、ここはそこに家を建ててもらはずだったんだけど、〇〇〇〇に移転されたということで、〇〇〇〇戸ある 1 戸だけの〇〇〇〇の広さが残っておるということでありました。

農地部会でも言わせて頂きましたが、この売り手の方にとっては、大変このこと自体が納得いかんと。それはなぜかという、代替地のためその場所は、田であったけれども田から造成してその場所は、雑種地ということで、高い固定資産税を払いつつ、その時の土地代金もそれなりに高かったのに、今回安くなるようなところで、なぜこの件は始末書というものを書かなければならないのかということで、大変憤慨されておりました。私も立ち話をしながら、大変叱られたことでありました。私も聞かせて頂く中で、なぜこれが始末書になるのかなというようなことでありましたが、こういう機会は初めてでありましたけれども、地元委員と致しましても、この憤慨されている方の苦労を考えると、こういうことになってはいけないと、行政というものの繋がりというか、八幡浜市もそうでありまして、愛媛県もそうであるよなと思っております。大変申し訳ない案件でありましたけれども、そういうふうな説明をさせて頂きまして、少し和らいで頂いたのかなというところでありました。

以上です。

議 長 農地部会を開催しておりますので、農地副部長より報告をお願いします。

1 番 今、会長が言われた通りなんですけど、ぜひ上部団体とか八幡浜市もそうなんですけど、県にもそうなんですけど、始末書という 1 つのパターンだけではなくて、顛末書とかいうような選択が出来るような事案があるとすれば、そういうところの場所で意見を言う場がありましたら、ぜひそういうことで。売り主としたら確かに憤慨するのももつともだと思えますけど、これはこれとして認めて頂きたいということで、農地部会で決議しまして認めようということになりましたので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 16時50分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年8月5日

会 長 大本 定一

議事録署名人 鎌田 長和

議事録署名人 松良 公人